

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山県立高岡高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で推薦するものとする。

### 1 家計について

以下の（１）、（２）のいずれかに該当すること

（１）生計を維持する者（注１）（２人いる場合は２人とも）が、以下の①、②のいずれかに該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

①市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）

②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

（２）施設等に入所するなど社会的養護を必要とする生徒（注２）

### 2 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒は③に該当すること）

① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、（i）か（ii）のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

エ：在学中に積極的に資格を取得し、その努力が認められる

（i）：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する

（ii）：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

### 3 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

### 4 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

### 5 選考について

校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会において、学力及び資質の状況と家計の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

(注1) 平成31年度進学予定者用給付奨学金案内の「家計支持者」を意味しており、本人と同一世帯の父母（養父母等を含む）、父母がいない場合は、本人の生計を支えている人等である。

(注2) 申込み時に以下の施設等に入所、又は養育されている生徒（18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）生徒）

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）